

一般教育訓練

特定一般教育訓練

専門実践教育訓練

受講を申し込む前にお手続をください。

受講する講座を決める (厚生労働省が指定している講座が対象です。「教育訓練給付制度 検索システム」で確認できます。)

支給要件確認 [ハローワーク仙台の給付金窓口](#)で雇用保険の教育訓練給付金受給資格の有無を確認してください。

雇用保険の給付金受給資格がある方

ハローワークで「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取ってください。

※受給するには、受講開始前にキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成する必要があります(「特定一般」のみ)。詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

雇用保険の給付金受給資格がない方

雇用保険加入者は、「教育訓練給付金支給要件回答書」を、雇用保険未加入者は「雇用保険被保険者資格取得届出確認回答書」を受け取ってください。

雇用保険の給付金受給資格がある方

ハローワークで「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取ってください。

※受給するには、受講開始前にキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成する必要があります。詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

【母子・父子家庭相談支援センターでの手続き】 事前相談及びプログラム策定員と面接によるキャリアカウンセリング(最低2回)をし、自立支援プログラムの策定を受けてください
(要事前予約 母子：022-212-4322/父子：022-302-3663)

【お住まいの区の区役所・宮城総合支所窓口での手続き】

対象講座指定申請…受講開始日の2週間前までに、対象講座指定申請書と必要書類を、お住まいの区の区役所・宮城総合支所窓口にご提出ください。

⇒支給要件を確認・審査し、要件を満たした方には、後日、対象講座指定決定通知書が送付されます。

講座申込～講座受講開始～修了

ハローワークでの支給申請(仙台市への支給申請前に)

雇用保険での受給資格がある方は、受講修了後、ハローワークで支給申請を行い、支給・不支給決定通知を受け取ってください。

ハローワークでの支給申請(仙台市への支給申請前に)

雇用保険での受給資格がある方は、受講修了後、ハローワークで支給申請を行い、支給・不支給決定通知を受け取ってください。

お住まいの区の区役所・宮城総合支所窓口へ支給申請(受講修了後、必ず30日以内)

支給審査 支給要件を改めて確認、審査します

給付金支給 ご指定の口座に振り込みます

◆専門実践教育訓練を受講し、受講修了日の翌日から1年以内に教育訓練に係る資格を取得かつ就職等をした方は、追加支給が受けられます。

雇用保険での受給資格がある方は、雇用保険から2割、仙台市から0.5割分。雇用保険での受給資格がない方は、仙台市から2.5割分。

お住まいの区の区役所・宮城総合支所窓口で(雇用保険での受給資格がある方は、先にハローワークへ支給申請を行い、支給・不支給決定通知を受け取ってから)支給申請をしてください。

その後、支給審査を行い、ご指定の口座に追加支給分を振り込みます。